

第9章 公害苦情の対応等

1. 概要

公害とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭等によって人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいいます。

本市では、これらの公害苦情に関する住民の皆さんからの相談に応じ、必要な調査、指導、助言等を行うことにより、公害苦情の適切な処理に努めています。

2. 公害苦情の概況

令和2年度における公害苦情件数は153件でした。

加害者は工場等よりも住民である場合が多く、加害者も被害者も住民であるという関係の苦情が多いのが特徴です。大気汚染苦情に含まれるごみの野外焼却など、周囲へのちょっとした気配りをすれば苦情が発生しない不注意に対する苦情が増加する傾向にあります。

【苦情種類別受理件数】

①典型7公害

種 類 年 度	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	計
令和2年度	62	6	0	14	2	0	25	109

②典型7公害以外

年 度	件 数
令和2年度	44

第10章 公害防止協定

1. 概要

筑西市公害防止条例に基づき、市内事業者（工場等の事業主）は、その事業活動に伴って発生が予測される公害を防止するため最大限の努力を図り、その責任において、必要な措置を講じ、常に関係法令等に定める規制基準及び施設管理基準を厳守するとともに、本市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力し、また、その管理に係る公害の発生状況を常時観測し、整備点検等に万全を期さなくてはなりません。

本市では、本条例に基づく事業者の責務規定に加え、特に公害を防止する必要があると認められる事業所と公害防止協定を締結し、公害の防止を図っています。

公害防止協定締結事業所数（令和3年3月末現在）
54

環境保全協定締結事業所数（令和3年3月末現在）
1